



### 【凡例】

#### 【特別指定区域】

- ①地縁者の住宅区域  地縁者の住宅を建てられる区域
- ②新規居住者の住宅区域  誰もが住宅を建てられる区域
- ③地縁者の小規模事業所区域  地縁者の経営する小規模事業所(まちづくりに関する方針に定められた用途に限る)を建てられる区域

0m 50m 100m 200m 300m

